

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（その2）

計2枚（本紙を除く）

Vol.761

令和2年2月14日

厚生労働省老健局

認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます  
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3975、3971、3979、3949)  
FAX：03-3595-4010

事務連絡  
令和2年2月14日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
厚生労働省子ども家庭局母子保健課  
厚生労働省社会・援護局保護課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局振興課  
厚生労働省老健局老人保健課

## 社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（その2）

標記については、「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について(令和2年2月13日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡)」及び「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について(令和2年2月13日厚生労働省子ども家庭局保育課ほか連名事務連絡)」において、留意事項等をお送りしているところです。

国内の感染拡大防止に万全を期すため、対応にあたっては、感染対策マニュアル等を参照しつつ、一人一人の咳エチケットや手洗いなどの実施が重要となってきますので、下記の啓発ポスターも掲示するなど、職員や子ども、障害者及び高齢者並びにこれらの家族等に対する情報提供並びに感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

また、管下の社会福祉施設等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いいたします。

なお、厚生労働省のホームページにおいて「新型コロナウイルスに関するQ&A」等を公表・更新しておりますので、あわせて周知をお願いいたします。

(参考)

- ・マスクについてのお願い

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000594878.pdf>

- ・一般的な感染症対策について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>

- ・手洗いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>

- ・咳エチケットについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf>

- ・新型コロナウイルス感染症について (Q&A等)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

- ・「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」(厚労省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

- ・「保育所における感染症対策ガイドライン」(厚労省)

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

※ 障害福祉サービス等事業者等については「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」や「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」をご参照いただきたい。